

向日市地域福祉計画推進委員会

日時 平成24年3月9日（金） 午後1時30分から午後4時

場所 向日市福祉会館 大会議室

出席者 木下 博史 委員 木ノ山 高久委員 佐野 とし子委員
塩崎 倫子 委員 柴田 えみ子委員 清水 良治 委員
野田 啓子 委員 長谷 篤 委員 拾井 雅人 委員

欠席者 上田 百子 委員、 河合 幸子 委員、 渡辺 真理 委員

主な内容

1. 委員長選出
2. 副委員長指名
3. 地域福祉計画進捗状況説明
4. 質疑応答

議長：議題（3）平成23年度第2次向日市地域福祉計画の取り組みについて
事務局の方からご説明いただけますでしょうか？

事務局： それでは説明させていただきます。

本市では、平成18年度3月に向日市地域福祉計画を策定し、5年が経過した平成22年度に委員のみなさまのご協力のもと見直しを行い、本年度第2次向日市地域福祉計画として新たに取り組んでまいりました。

本計画の第4章の地域福祉推進のための重点施策から第6章の計画の推進にかけての項目ごとの取り組み内容につきましては、先週ご自宅にお送りさせていただいた資料のとおりになります。

第1次計画と第2次計画の見直し点につきまして簡単にご説明させていただきます。

「第1次計画と第2次計画の見直し点」

1. 地域福祉計画とは

基本的に第1次計画を継承しております。第5次向日市総合計画の基本政策1、安心、安全に暮らせる生活環境を作り出す、で示している地域福祉に関する項目について決めました。

また第5次向日市高齢者福祉計画、障害者計画、障害者福祉計画、次世代育成支援対策、

後期行動計画等の分野別の計画との連携のみならず、生涯学習振興計画や向日市バリアフリー特定事業計画等の関連計画との位置づけも行いました。

具体的には、計画本冊子の3ページ目になります。

第1次計画のときには、向日市地域福祉計画の下に分野別計画があるという形でしたが、第2次計画では、さらに幅を広げて関連計画や社会福祉協議会の地域福祉活動計画、市民協働推進条例との関係も明示しました。

次に計画の基本的な考え方ですが、こちら目指す将来像は継承しております。要支援者を行政地域で支えることができる社会、要支援者自身も支え手となることができる社会、この2本立てであります。

施策体系につきましては、地域福祉活動にかかわるものを重点施策とし、行政が推進すべきものは推進施策として整理を行いました。本冊子では28ページになります。

3. 地域福祉推進のための重点施策

第2次計画における重点施策としまして、(1)意識啓発、福祉マインドという新しい言葉を提唱させていただき、市民に広げていくことを謳わせていただいております。

福祉マインドとは、「地域でともに生活している要支援者等のことを意識・認識し、その人の立場に立ち、安心、安全で心豊かな生活を送ることができるよう助け合い、支えあっていくといった、損得を意識しないお互い様の精神、福祉的な心意気」を意味しております。

(2)つながり強化のための施策、現在活動を行っている団体の連携強化とこれから活動を行う人々のための情報提供、周知の実施を行う。

(3)災害時要配慮者の名簿の活用ということとさせていただきます。

はなはだ簡単ではございますが、第1次計画と第2次計画におきまして、見直しを行った主な点は以上になります。

議長：3つ目の議題の途中段階ではありますが、見直し点について何かご意見・ご質問はございませんか。よろしいですか。続いて後半部分をお願いします。

事務局：先週お送りさせていただきました計画の項目ごとの推進内容につきまして、簡単にまとめご報告させていただきます。

【1「福祉マインドの高揚」を図るために】

(1) 福祉マインドの高揚・普及

主には、地域福祉課と社会福祉協議会で福祉マインドという新しい考え方、言葉だけが新しいというのではなく、地域のつながりを深めていこうということになりますが、地域の行事や福祉懇談会の実施等が主な内容になります。

具体的には、①福祉マインドの考え方を広めるため、啓発・PRや福祉に関する学習会の開催等を充実しますということで、地域福祉についての出前講座を実施したり、福祉懇談会へ講師を派遣して話をさせていただいたり、福祉講演会を開催し、一般の方や各種団体の方と話をさせていただきました。

(2) 活動のきっかけづくり

市民参画課と社会福祉協議会が主に活動をしました。市民参画課の下に協働センターがあり、市内で活動しているボランティアや、NPO 法人が登録して活動をしております。

また、社会福祉協議会にもボランティア活動センターがあり、地域福祉の活動をしている団体が登録し活動しています。

市民参画課と社会福祉協議会のそれぞれが事務局となって、地域サポーター養成講座やボランティア入門講座を開催したり、活動のきっかけ作りのための相談を受付けたりしました。

(3) 団体・ボランティア活動の支援

後に詳しく説明いたしますが、これまで社会福祉協議会と市民参画課に登録しているボランティア団体は個々に活動し、また事務局同士も全く交流がない状態でした。なので、交流することを平成23年度は主に取り組んできました。

③団体相互の理解やつながりを深めるため、地域団体やボランティア団体等の交流の場・機会を充実していきます、という項目において、市民協働センターの登録団体、生涯学習課が担当する地域団体や公民館サークル、社会福祉協議会のボランティア連絡会に所属する団体の活動者交流会を実施しました。

【2「安心感の醸成」図るために】

主に災害時要配慮者のことに関して定めており、障がい高齢福祉課、環境政策課が主に取り組んでまいりました。

①支援者の実態を把握するため、「災害時要配慮者名簿」の普及促進を図るとともに、有効活用を検討していきますということで、今年度初めに対象者宅に登録申請用紙を、一斉に郵送しました。そして、登録する・しないという意思表示をしていただき、その回答を踏まえて台帳を整理し、登録者への個別計画を作成していくことをしました。

②要支援者の安心感を高めるため、地域における日常的な見守り体制や相談体制の充実を支援していきますということで、今年度は東日本大震災がございましたことから、地域防災セミナーを開催したり、民生児童委員に協力していただいて災害時要配慮者名簿への登録促進を行いました。

(2) 情報ネットワークの整備

秘書広報課と社会福祉協議会が主に取り組みを行いました。

特に、情報ネットワークということで、市民の方から相談等があった際に、各分野につないだり、行政的な対応をさせていただきました。相談窓口としては、困りごと相談や福祉相談、資金貸付等の相談を実施しました。

【3「地域と連携した取り組みの推進」を図るために】

(1) 日常的な取り組みの推進

社会福祉協議会や環境政策課が主に取り組みました。自治会・町内会等の防犯・防災等の取り組みの連携を強化したり、日常的な顔見知りの関係づくりを促進するために出前講座を実施したり、あいさつ運動を実施したりということです。

(2) 高齢者や障がい者等要支援者のいる家庭への支援

社会福祉協議会でレクリエーションを実施したり、各地区社会福祉協議会で配食や会食会、餅つき大会・芋掘り大会等を実施し、高齢者等が引きこもりにならないよう出てくる機会をどんどん提供していただきました。

また、その機会を小さい単位でやることに重きを置いて実施しました。

(3) 子ども・子育て家庭への支援

子育て支援課が主に取り組みました。

各小学校が PTA・地域の方々と連携して見守り活動を実施したり、いろいろな子育て情報が目につくように、チラシ等を保健センターや児童施設に配架しました。

また、健康相談・教室等で子育ての情報提供を行うことで、子育て家庭が孤立して地域の人とつながれないことがないように、機会をみて働きかけをするよう推進しました。

③子どもが安心・安全に過ごせる地域づくりを推進するため、学校・家庭・地域や関係団体との連携を強化、②不登校やいじめ等の根絶に向け、関係機関との連携を強化・充実ということで、こちらは小学校・中学校生になりますので、学校教育課、生涯学習課等の教育委員会が主に推進を行いました。

不登校になることの防止・早期解消を図るため家庭・地域・関係機関との連携を深め、相談活動等や体験活動・学習支援等を充実します。ということで、定期的に家庭相談員が学校訪問を行い、連携を強化したり、適応指導教室による学校復帰をめざした支援を行う等、子どもたちが引きこもらないようにすることに力を入れて推進しました。

(4) ボランティア活動等と地域との連携促進

活動しているボランティア団体や個人が、自分が住む地域と連携を取ることができれば、活動が広まったり、よりよい活動ができるのではないかとということで、連携促進を行いました。主に市民参画課と社会福祉協議会になります。

①地域で活動するさまざまなボランティアが情報交換や交流する機会を提供していきますということで、地域における課題解決にむけての相談体制を充実するとともに、ボランティア活動との連携に向けた助言・調整等を充実しました。

また、地区の取り組みや地域サポーター、ボランティア団体の定例会において、ニーズの調整・助言、活動サポートを実施しました。

後、市民協働センターで相談助言の業務を行うため、窓口を設置し運営しております。

第5章の地域福祉推進の取組

【1 福祉サービスの充実と利用の促進】

(1) 各種サービスの整備・周知・徹底

①適宜、ニーズ把握や需要予測等を実施し、必要に応じて計画の見直しと計画的な整備を進めていきますということで、計画的に施設や福祉サービスを整備することで第6次向日市高齢者福祉計画及び第5期向日市介護保険事業計画を平成23年度は策定をさせていただきました。また、地域密着型サービスの整備もはからせていただいております。新たな民間保育所を整備するべく、事業主体ならず社会福祉法人の募集・選考を行っております。

(2) 適正なサービス管理

①利用者に適した福祉サービスが提供されるよう、利用者の権利擁護に努め、事業者への指導・助言等を充実していく。また、②サービスの質の維持や向上がはかれる様、情報交流や研修等の充実を努めていきますということで、介護支援専門員の専門職の連絡会議を開いて、情報交換・研修・また相談の場ということで実施させていただいております。

また、その下、高齢者相談窓口として地域包括支援センター・在宅介護支援センターの向陽苑、ケアセンター回生在宅介護支援センターを設置し、相談者のための窓口を市内に3か所設けております。

後は、一番下の介護支援専門員連絡会議等において介護についての研修や意見交換会等で資質向上を図らせていただいております。

【2 要支援者の社会参加の促進】

(1) バリアフリー化の推進

主に都市計画課が実施しております。①道路環境の整備や公共施設のバリアフリー化等を関係機関と連携して計画的に整備していきます。歩道の確保や段差解消を計画的に進めていきます。寺戸森本幹線1号拡幅改良事業また、寺戸幹線1号拡幅改良事業や市道の拡幅工事、バリアフリー化事業等実施しております。

駅や公益商業施設等のバリアフリー化を促進しますということで、JR 向日町駅の早期バリアフリー化を目標にしておりましたが、事業主体であるJR 西日本との協議を進めた結果、来年度平成24年度からバリアフリー化工事に着手することで今年度結論が出ました。

(2) 当事者及び当事者団体の支援充実

①要支援者の生活にかかわる各種情報の収集を図り、情報提供を充実していきます。また②当事者団体が、それぞれの活動を活発に行えるよう、さまざまな支援を充実していきますということで、各種団体に補助金を出させていただいたり、後は活動内容を記載したパンフレットをそれぞれの公共施設や関係施設に配架し、広報活動を主に行いました。

また、広報誌やホームページにおいても当事者団体が行われますイベント情報や連絡先等も載せさせていただいております。

【第6章 計画の推進】

(1) 向日市社会福祉協議会等関係機関との連携強化

(2) 推進・進行管理

以上から、地域福祉を推進するに当たりまして向日市社会福祉協議会の組織強化等、23年度はやらせていただいたと思っております。

特に向日市福祉地域活動計画の改定を支援・協力しますということで、本年度向日市地域福祉活動計画が改定になりましたので、計画改定に向けてワーキンググループに参加、行政8課と社会福祉協議会の5課が共同して連携を取らせていただきました。

後、推進・進行管理に関しましては地域福祉関係機関との連絡・調整を必要に応じて随時実施いたしますということで、先ほどお話ししましたように行政と社会福祉協議会とでチームを立ち上げたことに加えまして、向日市民生児童委員連絡協議会、向日市地域包括支援セン

ター、介護事業所、向日町警察署等、会議の際に来ていただきまして、連携、意見交換や研修等をさせていただいております。

後は、③地域福祉基金を活用した事業推進を進めていきますということで、地域福祉基金を活用した「地域ふれあい推進事業」を行いました。具体的には地区社協配食活動に補助金を出したり、ふれあいサロン活動を支援させていただいたり、後は配食サービスや老人福祉事業や福祉タクシー等の障害者生活支援事業に基金を使わせていただきました。

簡単ではございますけれども項目ごとの23年度の取り組みになります。

議 長：ありがとうございました。簡単とおっしゃいましたが非常にメニューの多いお腹一杯の状態です。この内容は事前に配布していただいた資料で、みなさん熟読の上でこの委員会に臨んでいらっしゃるという設定になっていましたが、私も熟読という状況かどうか自問自答して疑問をもちまして、事務局の方をお願いしてさらっとみなさんに説明していただきました。

みなさんお手元に計画書等お持ちと思いますが、28ページを開けていただきまして、計画の施策体系が載っております。今の説明というのが28ページでございますが、重点施策・推進施策それぞれございますが順番に体制が(1)(2)となっておりますが、(1)(2)(3)レベルごとで23年度は計画1年目としてこんなことをやりましたよということがたくさん書かれておりましたわけでございます。我々はその進捗状況を管理するという責任のある委員会でございますので23年度の取り組みをご覧いただきましてご意見なり、ご質問なりございましたら賜りたいと思います。

続きまして、今説明していただきましたが、この中で特に市としてご意見いただきたいという項目が続いてございますので、全体を見回して何かご意見がございましたら。

特にこの中、市として取り組んできたことについてご意見いただければいいかなと、とりあえず事務局連続となりますが、この中で特に重点的に頑張ってきたという内容について、別紙の中でご説明いただいたうえで全体を含めてのご意見を伺うということで進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局：わかりました。それではホッチキス止めしてある28ページ、平成23年度第2次向日市地域計画の取組についてということでお配りさせていただいているかと思っております。順番にご説明させていただきます。

一市民に対する働きかけということで第4章第1項『福祉マインドの高揚』を図るためにというA3サイズの1ページ目のところが主になりますが、高齢者世帯ですとか各家族、単身世帯が当たり前の現代でありまして、ご近所同士のつながりが希薄化する中、誰もが困ったときに声を上げたり、ご近所同士で支えあうことができるようという関係づくりが促進していくということについて取り組みをさせていただきました。

取り組み内容としましては、向日市民生児童委員連絡協議会が主体になって向日市全体でグループ分けを行い、一人または複数の民生児童委員が担当地域内の人に呼び掛けて行いまして、井戸端会議を実施させていただきました。

ご近所の人が集まりやすいように、本年度は「身近な人が認知症になったら」というテーマで向日市包括支援センターや介護事業所等から講師を派遣していただきまして、勉強会と

おしゃべり会を兼ねました。単なるに勉強会ではなく困っている人を地域で見かけたらどうしていくか、自分たちの地域を自分たちがどう住みやすくしていくかという話につながるように心がけていただきまして、参加者同士が気軽に話し合える規模で実施、そして身近な問題について話し合いを行いました。

開催状況ですが、平成23年度3月1日現在10回開催、合計172人の参加がございました。

成果としましては、一つの町内や複数の町内という小さな単位で実施させていただきましたので、参加者同士の顔見知りの方が多く、日頃の思いや悩み等の意見交換が活発に行われました。また、会への参加をきっかけとしてお互い話し合う関係を作れたり、継続して実施してほしいという声が上がったり、参加者の方が自分たちで会を立ち上げて毎月実施されていたり、後は上植野町になりますが、上植野町という単位で全体を対象を広げて呼び掛けたりという形で広がりを見せております。

課題としましては、今年度新しくスタートした試みでありましたので民生児童委員の方にも「どうしたらいいんだ」ということで戸惑等ございまして、地域や委員によって多少のばらつきがございました。

又、集まっていただくこと、その場を作るということを目的としておりましたので、「認知症について」とテーマを限定しました。そのことによりまして、どうしても参加者のほとんどが高齢者の方にかたよる傾向がありました。今後は、受けても支え手に、支え手も受け手になる場合があります。より多くの支え手を、ということで地域に住む全ての方を巻き込んで展開していけるようにと考えております。

そして、民生児童委員のみならず他の団体や組織とも連携してより多くまた細やかに実施していきたいのと思っております。

続きまして3ページ目の**2、災害時要配慮者支援、避難事業**について報告いたします。

災害が発生したとき、支援が必要な高齢者や障がいがある方等に、災害情報の提供や避難の手助けが地域の中で素早く安全に行われるよう、災害時要配慮者台帳の整備を進め、災害がおきたときに手助けが必要な人を行政、関係機関、身近な地域で支えるということを目的としまして取り組みを行いました。

取り組み内容としましては、障がい高齢福祉課が所有する対象者の名簿から災害時要配慮者対象者に対して登録申請書を送付、登録調査を行いました。登録希望者は災害時要配慮者名簿に記載し、自治会等と名簿共有を行います。災害時には自治会等と協力して要配慮者に対する支援を行う。

取り組みの現状ですが、対象は平成24年1月末現在で6,296人、そのうち登録を希望される方が2,855人で登録を希望されない方が1,269人になります。全対象者で返送があった方で登録を希望する、希望しない方の両方の合計が4,124人、全体の65.5%になります。

それぞれの対象者の数ですが、一人暮らし高齢者でかつ要介護認定3以上の認定者ということで、複数の項目にまたがって対象となられる方がおられますことから、数を足しあげても一番下の合計にはなりません。下欄は実人数になりますのでよろしくお願いたします。

成果であります、自治会等々で要配慮者名簿を共有することで地域内の要配慮者に対する支援の連携、協力が可能となりました。課題といたしましては、要配慮者の登録時に支援者を一緒に登録していただきますが、近所の方も同じ要配慮対象者であるため頼める方がい

ない等の理由で、支援者登録ができていない方が多いということでした。今後それをどうしていくか考えていく必要があると思います。続きまして5ページ目に移ります。

3 関係機関との連携体制の確立ということで、こちらは第4章第3項、地域と連携した取り組みの推進を図るためにと、第6章の計画の推進にかかわる内容でございます。地域福祉にかかわる行政各課と社会福祉協議会や各種関係団体がともに連携をし、お互いの役割や力を確認することで、バラバラに事業・活動をするのではなく、漏れなくより効果的に地域福祉を推進していきけるようにする。このことを目的としまして取り組みを行いました。

取り組み内容といたしましては、社会福祉協議会の「第2次地域福祉活動計画」の見直しに伴い、行政と社会福祉協議会担当者が対象者ごとに顔合わせを行うとともに、地域における活動を行っている団体とも顔合わせを行い、それぞれが抱える現状や課題について確認を行い、今後の展望についての話し合いを行いました。具体的には行政と社会福祉協議会で表を載せさせていただいております。

まず高齢者ですが、高齢者が抱える問題を高齢者だけで解決することが難しく若い世代の協力が不可欠となります。しかし若い世代の方は働いていたり、子育てに忙しく高齢者と実際にかかわる機会が少ないのが現状であります。ですので高齢者について業務を担当する障がい高齢福祉課や地域包括支援センターに加えまして、学校教育課も入り各小学校・中学校と連携し子どもたちから大人、親御さんに啓発ができるように試みをさせていただきました。

具体的な連携内容といたしましては、向陽小学校・第2向陽小学校・第4向陽小学校において、子どもたちや保護者を対象に認知症サポーター養成講座を実施しております。

続きましては障がいですが、市民の方に障がいをお持ちの方に理解を深めてもらうことと、障がいをお持ちの方自身が活躍できる場を作ることを目的としまして、障がい高齢福祉課や障がい福祉係や地域生活支援センターだけでなくハード面のバリアフリーを行っている都市計画課等とも連携をいたしまして、向日市まつりにおいて、障がい者団体とともに市民に対して啓発活動を実施しました。

続きまして子育てですが、社会福祉協議会におきまして、今までの活動が高齢者にかたよっていたこともございまして、子育て支援課と健康推進課と連携することで、社会福祉協議会も子育て家庭について活動を行っていることを認知してもらえよう、またお互いに幅広い活動が行えるように試みを行いました。

具体的には第6向陽小学校において、子育てに関する情報提供やアンケート調査を実施させていただいております。

最後に市民ボランティア活動についてですが、これまで行政が母体の協働センターと社会福祉協議会が母体のボランティア活動センターは、ボランティアについて取り組む組織として交流もなくそれぞれ独立して存在しておりました。ですので、お互いに交流を図ることで、より効果的にボランティア団体の支援や活動の促進が行えるよう連携を試みました。

具体的には行政の“協働センター”と社会福祉協議会の“ボランティアセンター”の登録団体、社会教育団体との交流事業と向日市まつりの啓発ブースの共同運営であります。

その他にも各種関係団体との連携ですが、行政と社会福祉協議会だけでなく市内で地域福祉活動やボランティア活動を行っている団体との連携を行いました。

まず、参加者団体で市民まちづくりの会ではなくて“まちづくり市民の会”と訂正をお願いします。申し訳ございません。

資料にありますように、まちづくり市民の会、向日区・向日地区社協・民生児童委員・サニーリッジ介護施設や地域サポーターの各種地域団体が右にあります連携内容とおりです。モデル地区として向日区を設定させていただき、まちづくり市民の会の主催されています流しそうめんと共催をさせていただきまして、向日コミセンにおいておしゃべり会を実施いたしました。各種団体や一般市民の方を交えまして、近所や地域で支えあっていく「福祉マインド」について話し合いました。

続いて協働センターとボランティア活動センターの交流を図りました。交流会参加団体は17団体、そのうちで共同センターから8団体、活動センターから4団体、その他として5団体の参加がありました。連携内容としましては協働センターとボランティア活動センターの登録団体、社会教育関係団体に参加を呼びかけ、活動者同士が活動紹介やそれぞれの課題について情報交換を行ったということで、初めて顔合わせをさせていただきました。

向日市まつりでは22団体が参加、うち協働センターから8団体、活動センターから14団体の参加がありました。連携内容としましては、向日市まつりにおいて共同して啓発ブースの設置・運営を行い、来場者に対して市民・ボランティア活動を広報・啓発しました。

成果としましては、お互いに誰が何をやっているのか、知らない状態でありましたが、活動者同士が顔を合わせて現状・課題について話し合うことで、今後、“地域福祉課活動”を促進・支援するものとして連携していける関係づくり、下地作りができたかなと思います。

課題としましては、こちらも今年度初めての試みでありましたので、お互い抱える問題・課題をともに協力して解決していけるよう、今後も継続して連携していくことが必要と感じております。定期的に情報交換を行うようにするということになるかと思えます。以上です。

議 長 : はい、ありがとうございました。これについて進捗状況をみなさんで話し合おうと思えますが、進め方として今ご説明いただきました3つの項目、1.市民に対する働きかけ、2. 災害時要配慮者避難支援事業、3. 関係機関との連携体制の確立、まず、これを一つずつお話、ご意見を伺いながらそれが3つ終わった段階で最初にご説明いただきました4つ、それ以外の全体について進捗状況についてご意見、ご質問を伺うというスタイルで進めさせていただこうかなと思います。

では、一市民に対する働きかけ、具体的には井戸端会議の実施ということになるかと思うんですが、これについてご意見、ご質問、なんでも結構ですので、思いついた感想でも結構ですのでどなたかご意見ありますでしょうか？

委 員 : 成果のところ町内という小さな単位で実施したため、顔見知りが多く活発な意見が出たということ、確かにそう思います。大きいところでは出ませんし、ただ座っているだけでは、困りごと何も出てこないと思います。これで参加人数の方が多いという判断をされているのか、いやいやもっともっと個人宅が1つ2つありますけれども、もっとこういうのをぼちぼち増やしてするのか、その辺りを聞いてみたい。ご意見があればお聞きしたいと思います。

議 長：これは事務局の方ですかね

委 員：そうですね。これは今後の予定としてどうするのか。

議 長：では、この参加人数、多いというのか少ないというのか視点は色々あるかと思いますが、まず、これくらいの人数であることに対して事務局はどのように評価していらっしゃるのか、それを踏まえて来年度以降はどのように考えていらっしゃるのか、事務局側として今どう思っているのかご発言いただければと思います。

事務局：本年度初めての試みでして、実際お声かけをご近所にさせていただいてどれだけ集まるかというのが事務局として不安に思っていたところでありました。民生児童委員につきましても初めてのことでしたので、自分たちが呼んでどれだけ来るのかわからないということでしたので、10人集まればいかなというのが正直なところでした。

ですが、日頃活動していただいております成果もございまして、ほとんどのところは一回の参加者が10人以上でしたので、事務局としては十分成功だと思っております。

今、委員さんがおっしゃっていただいたみたいに、座っていて話を聞くだけでは全く意味をなさないの、「井戸端会議」ということで事業を打ち出しました。参加された方が、それぞれ思っていること、困っていることや、「自分は時間が余っているから、これだったらできるんだけど、どうしたらいいのかわからない」ということを、膝を突き合わせてお話をしていく上で、みんなでどうしていくか考えていくということを目的としておりますので、この規模はいいと思っております。

ただこれを今後もっとたくさんの方でやっていきたい、それは民生児童委員だけでなく、そこに来られた方が「次は自分たちの近所でやるわ」といった広がりを見せたいということで考えております。以上です。

委 員：はい、そうですね。もっと個人宅を利用させていただいて一人でも多くの方に参加していただいたら、活発な意見が出るかと思えます。

議 長：そうですね。いわゆる、聞いてやる場合はもう少し大人数でやることは可能かとは思いますが、事務局からお話があったように、お互いにコミュニケーションをしていただく場であるということでしたら、人数的に制限があるのかなと思います。

私の方からお聞きしたいんですが、話し合いをする場合、どうしても司会役といいますかコーディネーターのような役割の方がいて、その人がまとめ役というか管理、管理という言葉はよくないですが、まとめられる人数というのがこれくらいかなというふうに思います。

で、聞きたかったのはこういうまとめ役、コーディネーター的な役を果たされたのは何名くらいで、どういう方なのか、たぶん民生委員さんが中心になってやっておられ、これは事務局さんに聞いた方がいいのか塩崎委員に聞いた方がいいのかよくわからないんですが、塩崎委員どういう形で進められたのかお願いします。

委員：それは私が中心になって人を集めて司会も全部やらせていただきました。活発に意見は出ました。

議長：塩崎委員が中心になって人集めから司会進行までされていたということですね。今後進めていく上で、塩崎委員のような立場の方を何人が増やすということは可能なのでしょうか。

委員：そうですね。まだグループ分けもできておりませんので、これからグループ分けをしましてさらに井戸端会議を開いて交流を図っていきたいと思います。

議長：今のご意見として、今後の方向性として司会役をする人も少しずつ増やしていくことで参加人数も少しずつ増えていくだろうというゆうふうにも読み取れるかと思います。ほかに何かこの1番目の井戸端会議の取り組みについてお気づきの点やご意見ご質問なんでも結構です。

委員：社会福祉協議会の木下です。井戸端会議に私も出させていただいたことがありますが、テーマごとにもいいと思います。しかし、どうしても集まったら町内会とか自治会の話が結構出てきて、あそこのお婆さんは…等の具体的な話が出てきたり、町内会とか自治会とか自分たちの関係性ということを含めて話をしたり、具体的な話の中で地域のつながりや自分たちの中にある自治会や地域活動をとらえていく方向で話を進めていただければいいかなと思います。決して民生委員さんがやらなあかんということではないですし、そういった仕掛けをしていければ、今後みなさんの気運も高まるのではないかと思います。よろしくをお願いします。

議長：ありがとうございます。ほかにご意見ご質問ございませんか？

委員：実際開きたいと思っても、場所の問題や地域によって集まりやすい地域や集まりにくい地域があるなと感じました。開ける地域がどんどん増えるといいなと思うのと、場所を何とか提供していただける所が増えるといいなと思います。

議長：この個人宅というのがありますね。この個人負担ということで難しいことがありますか。地域ごとの施設、社会資源という難しいですがそういう施設とかがどういう状況になっているのかわからないんですが、公的な施設を利用することは全然問題ない話ですね。

事務局：この事業を始めさせていただく前に各公民館、コミセンにはお願い文書を出させていただいております。「地域の方々をお呼びしたいのでご協力をお願いします」ということで。公民館、コミセンだけですの、集会所までは手を伸ばせてはいない現状ではございます。

議長：可能性はあるということで、個人宅やとしんどい面がありますので。

委員：年配の方が集まれるということは、玄関入るまでに段差があまりないお家がいいとか、そういう条件があります。地域によって何段か上がるというお家が多いところがありますので、

そこはちょっとひっかかるかなと思います。

議 長：多分、公的な施設ごとにバリアフリーのこの地域はバリアフリーの環境がいいにしろ悪いにしろとか一応調査はされてるんですよね。

事務局：そうですね。これも民生委員さんと一緒にとのことですが、公民館・コミセンのスロープの有無や対応したお手洗いがあある等の調査はさせていただきます。

議 長：その結果、地域によってはバリアフリーの環境が整ってない施設しかないというような地域もあるんですか？

事務局：地域ごとに落せてないですが、会議室が椅子式ではなく畳式であったりします。その場合、長時間座っているのがしんどかったり、今回実際やってみてその場所までのところは何とか来れても、座ってお話していただくには少ししんどかったかなという課題はありました。

後は塩崎委員のところでもさせていただいたんですが公的施設だけではなく、近くの介護事業所の地域交流ルームですと、よりきれいで施設も整っていたりするので、使わせていただけないかとお声をかけさせていただいてる最中でありまして。

議 長：それも関係機関としての連携の一つとしてご理解いただいて利用できればいいですね。会議運営上、委員長があまり話すのは良くないのですが、これはだいたい何曜日の何時頃にされているのでしょうか。

委 員：何曜日とかは関係なのですが、お昼からや朝 10 時頃とか、夜はやってなかったと思います。

議 長：平日の昼間ということですか。

委 員：そうです。

議 長：テーマが認知症でしたから、おそらく高齢者の方になりますので平日の昼間の開催もいいかと思いますが、働いている人、働いていない人でも普段忙しい方を巻き込んでいくためにはどうしたらいいのか、曜日とか時間の開催、そうすると余計に場所の問題が難しくなっていくわけですが、そのあたりを今後課題になっていくのかなあと、素人目にみてもなにかそう思うんですが、ご意見があればお願いします。

事務局：ありがとうございます。非常に頭を悩ませておりまして、一番最後の上植野公民館で 27 人の参加者ですが、2月25日（土）に開催しまして、そのときにお子さん連れの保護者、お若い方が初めて来ていただいたという現状がございます。

今後は開催の日、時間帯、テーマが課題かと思っております。テーマについても徐々に広げていけるようにしたいと思います。民生児童委員さんが主体となっていただいておりますので、

高齢者のことは行政から情報提供させていただいてまして、日頃の関係や見守り体制は大分できてきていますが、子育て家庭や若い世代への働きかけはなかなか難しい状況がありまして、できていないというのが現状でございます。今後、子育て支援課や保健師さんですとかと連携をしながら進めていきたいと考えております。

議長：ありがとうございました。ほかにご意見のあるかた、はい、どうぞ。

委員：基本的なことで私だけが知らなかったらごめんなさい。先ほど塩崎委員さんが、民生委員さんたちが頑張ってされたと聞いたんですがそれは、各区を回られたということですか？

委員：チラシを作りまして、一件一件配布してお知らせしました。

委員：私も向日市民なんですけど知らなくて、どういうふうにとんどころに。

委員：これは私のところで担当している地域で配ったということで、森本だったら森本の範囲で配っておられると思います。全体ではちょっと難しいと思います。

委員：その呼びかけの方法が今後の課題になるかなと思います。人数的にはすごく10人以上の方がお集まりになって、初めての試みですごいなあと思いました。

けれども、先ほど言っていた昼間の開催ですと、例えば仕事を持ってる人だったら行けないとか、いろいろ出てくると思います。呼びかけ方法が今後どうゆうふうにしていったらいいのか、少し気になったのと、例えば回覧板で回せるなら地区長さんや組長さんの会でやっていただけののでしょうか。いろんなことを考えてしまって申し訳ないですが、すごく大変な思いをされたんかなあと思っています。

議長：ありがとうございます。ちょっと確認させていただきたいんですけど、これは向日市の校区、全校区で分けたというのではないのでしょうか。

事務局：はい。それはまだちょっと。みんな一斉ではなく、地域性や集まりやすい等がありましたので、できるところして、この十回になっております。ゆくゆくは民生児童委員さんの向日市全体を区分けしてやらせていただいているものになりますので、今後やっていないところも含めて、全部網羅できるようにと考えております。

議長：ありがとうございました。その関係でひょっとしたらチラシがいかなかったのかもしれませんが、いずれにしても呼びかけ方法としては検討が必要なのかなというご意見だったかと思います。

さて、この件についてご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか？残り時間考えると次のテーマに行った方がいいかと思いますが、一個だけ委員長というご批判は置いていて、今は一生懸命ご意見をお聞きして、どちらかというところ「井戸端会議をする」ことに主があるように思いますが、そのうち出てきた意見をどうするかという問題が出てこようと思います。

地域で解決できる問題もありましょうし、場合によってはとても手に負えない問題も出てくることもあるでしょうし、その解決策の出口がほしい。井戸端会議の中でできなくなってきた、「なあんだ、言うだけのことかいな。言うだけの場所やったら行かんところか」となってきましたと良くないので、そろそろ来年度以降は意見が出たものをどうするかということを考えて井戸端会議を広げていくという、両にらみでやっていく必要があるのかなと思います。

この件については、とりあえずみなさんよろしいですか？

最後に全体の話をお聞きするとして、時間の関係で2つ目の「災害時の要配慮者避難支援事業」に関して、なんでも結構です、今までご発言していただけていない方もよろしく願いいたします。みなさんの周りでもこういう災害時要配慮者の話を聞きますか。どうですか？

委員: 登録者等の資料や名簿はどこへ出回って、開示されるのか、それをどう考えておられるのか。

また、先ほど課題で残っていましたよね、65.5%くらいしか登録されない方、支援者等一緒に登録される方がいらっしやらないのかなと私自身思ったのですが。災害時要配慮者、場所や特に場面が変われば、要支援者の方でなくても対象になっていると思いますので、子ども一人が家にいても、そこらもふまえた広い取組状況がわかれば参考にさせていただきます。

議長: はい、ありがとうございます。

いくつかご意見があったかと思いますが、少し私の話をさせていただきますと、国の方が災害時要援護者という名前で動き始めたんですが、中心になって動き始めたのは4、5年前かだと思います。先ほど自己紹介で申し上げましたが、私がシンクタンクに勤めておりましたとき、ちょうど内閣府でこの動きが出てきて事務局の立場でかかわったことがございます。

今は、最後の方におっしゃった点、向日市でいうと災害時要配慮者、国でいうと要援護者、ここの定義をどこまで含めるのか。資料を見ると高齢者と障がい者のくくりになっていますが、本当にそれでいいのか国の委員会でも出ていました。

実際に災害になったときに、子ども一人でいる家庭、これは災害時要配慮者になって来るんですね。逆に高齢者世帯でも、ある程度すぐに災害時に対応できる環境が整っていれば災害時要配慮者といえない。緻密に高齢とか障がいという属性でもって定義づけることの危険性はあったらうなど、認識は国の方でももっています。

でもやはり中心となるのは、ある程度層を特定しておく必要はあるだろうと、国は台帳作成を進めていくという経緯はございます。

そういったものも含めまして、いくつか視点がありましたが、まず高齢・障がい者というふうに絞った中で未回答・未希望の方を市としては今後どのように対策を考えておられるのか、これは地域福祉課だけでは答えられない問題かも知れませんが、地域福祉課的立場でならコメントいただけたら嬉しいです。お願いできますでしょうか。

事務局: 今のご質問ですが、これを実際やっておりますのが市民安全課でして、その情報を聞いた中でのお話ということで少しさせていただきたいと思います。

未希望者の方々については、再度どこまで入っていけるかという一つ問題があります。本人の意識がはっきりしていて私はいらないよと言い切れる方と、名簿登録そのものの意義に

ついて把握しきれていない。その意味を把握していただいていない弱者の方もおられるんじゃないかと、そこら辺を今後どのように見極めて入っていくかということは事業課の方で検討している最中だという報告を受けております。

その一つとしてしまして、民生委員さんにお世話になり再度訪問という形も一つの方法かなということで、まだこれは結論を出していないように聞いております。

議 長：ありがとうございました。いずれにしても未希望・未回答の方に対しては、アプローチを続けていく、内容を理解した上で NO という方は別として、それ以外の方を今後引き続きやっていくのが担当課の意見であろうという地域福祉課の意見ということで理解しておきます。

他にもご意見がありました名簿ですよね、せっかくできた名簿を活用し、どこまでどういう形で見ることができるかという、個人情報とも強くかかわってくることでよね。同意を得ながら進めていくか、手あげ方式なのか。

事務局：手あげ方式で、同意を求めていく方式です。

議 長：手あげ方式というのは、こういう趣旨の台帳を作るんですが手を挙げてくださいと言って、手を挙げてもらって同意を得ていく。個人情報というのは、その同意を得ながら進めるというので、そういう方式ですすめていращやる。個人情報の台帳の活用の仕方というのはいかななものでしょうか。

事務局：申し訳ございません。次の24年度のところで触れさせていただこうと思っていたのですが、実際自治会も名簿をもらってどうしたらいいのかという声が上がっているのは伺っております。環境政策課と話し合いを進める中で、実際その名簿をもとにどのようにしてくかは24年度に具体的に話していく内容になるかと思えます。

ついこの間3月に決済がおりまして自治会に名簿をお渡ししようというというのが現状でございますので、来年度ご報告させていただくことができるかと思えます。

議 長：まず、台帳を作らないと始まらないということで、まず本年度は台帳づくりをしていこうということを一生懸命取り組まれたという、台帳を作って終わりということでは当然なくて、それに基づいて訓練をしなくてはいけないし、いろんなことをしなくてはいけないということで、それについては来年度粛々と進めていただけるというふうに理解しました。

委 員：自治会等と書いてありますが、大きい自治会もあれば町内会とかどこら辺をイメージされているのかということと、後要配慮者の登録時には支援者を一緒に登録しないとイケないという条件があるということは、私が仮に80歳の高齢者であれば自分で見つけて支援者を、それも近所の人でなかったらイケないのかちょっとわからない。遠くの人でも支援者として認められて登録できるのかも含めて、ご意見をいただけたらと思ったり、それについて委員さん含めて議論してイケたらいい課題かなと思っています。教えていただけたら。すみません。

議 長：この場で議論する上でも、まず2点目の話。支援者を一緒に登録してもらうのが向日市の制度ですが、この支援者を一緒に登録するという趣旨はどこにあるのか、なぜそういう支援者を一緒に登録するようにしているのか、どなたかご説明賜ることができるでしょうか。

事務局：支援者登録というのは実際事が起こったときに身近で即対応できる、それが行政、消防等にお頼りするということになれば、ある程度の規模であれば行政等の人数でいけますが、先日みたいに大きな地震災害が起こったら、この人は私が担当だ、私の担当はこの人だといったように、実際問題ある程度はつきりさせておかないといけないというのが前提にあったように思います。

ですから、実際支援者の登録に複数人数記載することが可能という申請様式であったかと記憶しておりますが、複数登録者について本来は本人さんに承諾を得て登録するというのが原則であります。出てきた登録申請書を今現在整理している中で、支援者登録をされた方自身が、名簿登録されていることを知らないというケースも起こっておりますので、その辺りをどのように解決していくかということも緊急の課題という形で事業課の方は進めているところであります。

議 長：はい、ありがとうございます。委員さんからもこの場で一回議論したらどうかというご提案もありましたが、地域福祉課は担当外ですが、支援者を登録する必要性というのがもう一つピンとこないんです。

私の認識が間違っていたら申し訳ないですが、支援者の方がいない状況、もし支援者の方がいても手が及ばない状況を想定した台帳づくりではないかというのが正直な感想です。支援者を作ると災害が起こってもまず支援者やってくださいと、それができる災害ならばわざわざ台帳を作る必要はないという認識を持っています。

東日本大震災のような災害は例外中の例外として考えないと、あれを想定した支援体制ですとかなり難しくなる。中規模からちょっと大きい規模に対応できる想定なんだろうが、そのときの支援者の必要性がちょっと理解できない。その点についてみなさんどう思われるか、ここで決められることではないんですが、こう違いますかという意見をいっていただければと思うんで、何か意見ございませんか？

委 員：年配の障がい者の方が近くに一人でおられるんですが、いつも手助けしてくださいと声をかけられたときには、買い物に付き合っただけたりとかしている。

何かあったときには声をかけてねと言って、携帯番号から何から全部言ってるんですが、家が離れてますので、もし仮にそういう形で名簿に載せさせてくださいと言われて OK を出しても私自身が責任を持って助けてあげられる状況にいられるかどうかというのが一般市民にはありますよね。知識もないですし、どこをどういうふうにしてあげたらいいのかなど、ずっと見させていただいてて疑問に思いました。

後ろのところの課題にも、支援者と一緒に登録してもらう、近所の方も一緒に要配慮対象者であるために頼めることができない、そういうのもあるのかなど。頼む人、頼まれる人も大きなときに限っては、命を預けさせていただくという場合も、今の世の中わかりませんの

で、地域の消防の方や警察の方がしっかりと把握されて、その上の補助ということならお手伝いできるかなと思うんですがどうでしょうか。

議長：ここは結論出ない場なのでご意見は言っていただくだけでもいいかもしれませんが、ほかにないですか？

委員：私も一人で独居とか生活して、阪神大震災も経験して大きい地震も画面等で見て怖いなあとも毎日思っているんですが、一人のときは誰かに助けをいただきたいということで、私はこういう制度やったら率先して登録をすると、お願い、何かあった場合は助けてもらうというのが筋ではないかと思えます。

支援者を一緒に登録してもらうという、まあそういう関係であればいいですけども一方的に名前だけ書かれてその方も知られない。責任はないんですが責任がついて回るようであれば必要でないかと思えます。

委員：地区社協の会長と平成元年から少年補導やら社協の役をさせてもらっていたんですが、子どもが主な交流ばかりでして、配食の関係で会合に出ることがありましたが、民生委員さんは地域別に担当はあるらしいんですが、70歳以上の独居老人の配食する以前から続いているのを少し補正するくらいしか名簿が上がってこないということがあります。

この頃は個人情報やらなんやらいわれるとうっとおしいので、そこで線を引いてしまわれます。民生委員の方が「地区社協の方がそれを調べると私の立場がない」と、この前も意見があったんです。

民生委員の方は、70歳以上の配食する方がいるという資料を提供してもらえばどうかと。民生委員でおせち料理の配色サービスの注文をとっておられますが、私のところはどうなるんやということを民生委員ではなくて私のところに言うてきはった。なかなか情報が民生委員さんに伝わらない。民生委員さんは何をしてくれるかもわからないといったことです。

70歳以上の独居老人で息子が横におったらダメですが、一人暮らしで70歳以上の夫婦はいはった。地区社協のふれあい部の方でも地域でぽつぽついはりますが、末端まではわかりません。そういった情報もみなプライドがあって民生委員だけに知らせてほしいという、私とこの立場がないというてはったので、そういうことも検討していただいて情報提供、後は本人確認したらいいことですねんけど。

委員：民生委員さんが持っている名簿は、市役所の住民登録の台帳でやるんですが、実際に地域ではその台帳の名簿とは異なっていて、民生委員さんが知らない情報を知っている地区社協の役員さんとかがいて、その情報を人に聞いて民生委員さん持ってきてくれへんということがあって、そういうことを民生委員さんに言うと立場がないということになるんでしょうか。

委員：最近個人情報保護といわれますが、情報共有といってみなさんに知らせるわけにはいかないので、民生委員は国からの援助もあり、言動の秘密もありますし、それを確認して提供してあげればいかと。そういったクレームもちょっとありました。

委員：民生委員からなんですけれども、障がい高齢福祉課から65歳以上の高齢者所帯の名簿と一人暮らしの名簿をいただけてまして、私は向日区なんですけど名簿をくださいといわれたら提出して、漏れなく70歳以上の独り暮らしとか高齢者世帯に連絡はいつてますので、地域によって違うんじゃないかと思います。

委員：結局そこやと思いますが、そこまで立ち入ったこともよう言いませんので。

事務局：年に一回障がい高齢福祉課から実態調査ということで、住民票上は一人暮らしや高齢者世帯であっても実際はどうかということで、一軒ずつ訪問していただいております。

実際に息子さんが帰ってきてらっしゃるとか今施設に入っていてそこには住んでらっしゃらないですとかそういった情報は随時させていただいております。

ただ言われるように、中間独居の方とかで実際息子さんが働きに行っていて一人暮らしみたいなんやとか、後は離れに子ども世帯が住んでいて自分は母屋で一人で住んでいるから高齢者・一人暮らしとしてみてくれないかというご相談等は実際にあつたりします。

そこは、施策ごとに話を伺う中で弾力的に運用しているようで、中間独居であっても切ってしまうのではなくて、配食しているというのは伺っております。

議長：はい。話がごちゃごちゃになってしまったんですが、民生委員さんは秘密を守らなければならない大きな壁があります。その壁を超えることはできないという制約があるという認識を持っていただきたいということが大事かなと思います。

その上で市から65歳以上しかもこれは個人情報に関する約束事をきちんと交わした上でなされている資料で、それをもとに向日市としてはきちんとやらないといけないかもしれない。そうすると多少地域差があるのかもしれない。

それぞれの委員のおっしゃっている状況にちょっとずれがあるのかもしれないですね。それは地域差があるのかもしれない。

ただ、原則論として市からでてくる個人情報は基本的に約束事でちゃんと民生委員さんに渡されているものであり、民生委員さんの方も秘密を守らなければいけないというそれもお約束があるので、その範囲内でしか動けない。災害時の話に戻るとその壁を越えようということで国が取り組んだと思います。

後10分しかないですが、とりあえず災害時要支援者に関しては支援者の必要性について結論が出ることはないですが、この委員会としては何で？という意見が障がいの立場の方からも出ていましたし、その辺を伝えていただければと思います。

それとフォローしましたけれども、要配慮者というのを台帳上どこかで線を引かないといけないですが、実際の災害が起こった場合それを越えた、たまたま災害が起こったときに一人で住んでいた父母のいない子どもについては、これは十分に災害時要配慮者になるという視点は忘れないでいただけたらと思います。

後3つ目の関係機関との連携体制の確立ということで、この一年間の活動をまとめておたいただきましたが、これにつきましてご意見、よく頑張ったなというのも一つの意見かとも思い

ますし、もっと頑張れよという意見もあるかとも、どうですか？
一言ご発言賜ればと思います。

委員：向日市に寄せていただいて2年少々です。今、住んでおりますところがマンション系で、そこには自治会も何もございません。ただ、ありがたかったのは、引っ越してきてすぐの時期に民生委員さんが、実際生活しているのは私と家内と娘が一人残っております。実際3人で生活しております。書類上見ますと夫婦だけの所帯と見えるんです。

民生委員さんがすぐ来ていただきまして、年1,2回必ず訪ねていただいておりますし、地道に活動していらっしゃるんだなと痛感させていただいております。特に民生委員さんは、先ほども何度も話が出ていますように守秘義務というのが課されておりますし、安心してなんでもご相談できるという実感を持っておるところです。

議長：ありがとうございました。では、今年度頑張ってこられた3つの取組以外で、本年度の取り組みで何かご意見ご質問等ございませんか。

委員：また、ややこしいことを言うてすみません。地域で役をさせていただいております、計画書の5ページ目で人口別・所帯別とがあり、いつも思っていてちょっと話がずれるかもしれませんが、私は老人会に入っております、寺戸区では東西南北ありまして、森本は一つです。細かく活動というのかスポーツをされておりおじいさん・おばあさんばかりですが活気があります。行政区単位6つとか自治会単位2つとかになると8つくらいになります。人口割からいきましたら、向日区さん426戸なので私から言わしたらやりやすいと思うんです。末端までゆき届きます。

しかし、寺戸の人口、22,000人。末端まで行政がまかなえるかということです。福祉に関してもいろんなことに関してもです。体振も4つに分かれてますが、こういったものを見直しをしはったらどうですかというのが、私の提案です。

森本は4,600、寺戸は4つに割ったら5,000、6,000・5,500になり、きめ細やかな福祉サービス、お山の大将ぽくして今何人やというて補助金はたくさんもらっているのに末端まではいっていない。役員だけが研修やらやっています。しかし、32人いても活動するのは8人か12人程度。

それを改革して、補助金の部分をもものすごい勢いで大改革されました。この中においても末端まできちんとしようと思ったら、5,000人やったら5,000人の線を引いて細かく行政・福祉やはたらいたかがですかというのが提案です。

議長：ありがとうございます。非常に実直な意見だと思いますね。計画策定の地域福祉を考える上で、地域とはどこまでか、どこまでを地域福祉の範囲にするのかという議論は多分あったと思います。そういう意味からいくとご意見は傾聴に値するかと思います。これは今後の課題ということでよろしいですか。次期計画にむけて地域をどう考えるかということで検討していく大きな課題だと思います。

さて、後2分になりましたが、進捗状況についてはまだご意見あるかもしれませんが、ご

意見がある場合は事務局に直に言っていただきたいということにさせていただいて、議題の方の(4)平成24年度の取組についてということにつきましてよろしく願いいたします。

事務局：まず、平成24年度第2次向日市地域福祉計画ですが、**1. 災害時要配慮者避難支援事業の運用**ということで、先ほどもご説明させていただきましたが、平成23年度に災害時要配慮者名簿を自治会と共有したことに伴い、実際の運用について連携を確認していくこととなります。運用予定といたしましては、各自治会と名簿の活用について連絡会議をもつ・個別支援計画を登録者へ郵送する・防災訓練を実施し、行政、関係機関と協働し要配慮者避難訓練等を行うということを予定しております。これは、向日市地域防災計画で明示されています。

今後実際の台帳、今年度作成した台帳をどう動かしていくか、来年度以降会議等で話し合っていくこととなります。

続きまして**2、支援体制の連携強化**ということで、**(1) 地域福祉推進の連携強化**。地域福祉計画の進捗状況を定期的に確認し、地域福祉をより効果的かつ組織的に行うため、庁内と社会福祉協議会の「地域福祉推進ネットワーク会議（仮称）」の立ち上げを推進する。

組織としましては、平成22年度第2次向日市地域福祉計画と平成23年度向日市地域福祉活動計画の見直しの際に組織した行政の役職内のワーキンググループをもとに、地域福祉課に関係する課等で組織したいと考えております。

行政では、地域福祉課、障がい高齢福祉課、子育て支援課、健康推進課、市民参画課、環境政策課、都市計画課、生涯学習課、学校教育課等になります。関係機関といたしましては社会福祉協議会を大きくかかせていただいておりますが、この中に障がい者支援センターや地域包括センター等が含まれます。後、老人福祉センター等も考えております。

内容といたしましては、各課の事業の進捗状況を話し合い、各課連携して実施できる場所がないか検討する。連携が可能な場合は打ち合わせを行う等、事業が遂行できるよう話し合っていく。また、年度終わりへ向けての達成目標を確認することで、この推進委員会もそうですが、年に1度というのが基本でございます。それではなくて年度途中であったり、年度初め等短い範囲で確認をしていけば、それはうちでも似たようなことをやっている、それやったら手を貸してもいいという話し合いが前もってできるのではないかと、それを含めた上で年度を通して事業を推進していくということにしていきたいと考えております。

(2) 地域福祉活動団体と行政との意見交換会の定例化。地域福祉活動団体が抱える「新しい人が入ってこない」ですとか「役員の成り手がいない」等の課題に対して、意見交換会を通して解決策を探るとともに、活動の活性化を図るよう話し合うとしまして、事務局が行政、地域福祉課、市民参画が、市民団体としましては、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、当事者団体の各種団体等で考えております。

23年度のところでご報告させていただきましたように、それぞれが活動していたのを今年度は第一歩として顔合わせさせていただきました。まだ、顔合わせの段階になりますので連携や各々の役割でうまく回していく形がとれればと考えております。

3ページ目はアナウンスになりますが、市制施行40周年記念事業（案）ということで、社会福祉協議会とコラボしてということになりますが、ご近所福祉のまち、向日市をめざして～ご近所の絆でまちづくりを～ということでイベントをしたいと考えております。

少子高齢化、核家族化、世帯の単身化、都市化等の社会構造の激しい変化に伴い、家族や地域のつながりが希薄化しています。そんな中、自分たちが地域でより安心して住み続けることができるよう「ご近所福祉」を推進するため、みなさんと一緒に考えていきます。

“くらし”や“生きがい”を語り合い、地域で精神的な支えやちょっとした困りごとがお互いに言い合え、助け合える『ご近所の絆』を作り、市民協働のまちづくりを提案しますということで、秋ごろ、向日市民会館で、全体講演会、それぞれの分野での分科会を考えておりますので、委員のみなさまにお声かけさせていただきましてご意見等伺えればと考えております。簡単ですが、以上です。

議 長：ありがとうございました。来年度のお話とあと講演会のご案内です。これについてご意見、ご質問等ございませんか？

委 員：今年度の地域福祉活動計画を策定しているということで、ここの計画の23年度の取組の方にも書かさせていただいておりますが、活動計画なので地域で活動されてるみなさんが具体的に地域福祉でこうしていこうというプランがあり、作ってみようということで一つ出てきた言葉で、向こう三軒両隣という昔の話になってしまいますが、そういったものが必要という所で、町内会とかを単位とした、そういったご近所の底力といいますかNHKでも番組がありましたように、つながりとか絆が今後ますます、日本の地域の中で必要だろうと。

そういった意味でご近所福祉といったような言葉を使わせていただきまして、地域でご近所福祉を目指そうという所で、地域の取り組みのエリアを地区社協というよりももう少し下で関係性が築きやすい規模で、作っていければと考えております。

社協や行政でいいましても、そこに住んでいても絆やつながり作りができるわけではなくて、これを進めていくということは地域の中で助けあい等がつながる中で実現できるだろうと思うんですが、委員のみなさまとも考えさせていただきまして勉強させていただきまして、一歩二歩でも進めていけたらなあと、よろしく願いいたします。以上です。

議 長：ありがとうございました。今年度社会福祉協議会の方で活動計画、これは行政が作られた地域福祉計画、もう一つ民の立場から作っていただきました活同計画というものを受けて来年度策定されるというご案内とご近所福祉という言葉は向日市社協さんオリジナルですか？

社 協：京都ではご近所福祉という言葉はないですが、全国で見れば使っております。

議 長：いい言葉ですよね。何かご意見、ご質問等がございましたら、いかがですか。

一応議題は全て終わりましたが、その他に何か、事務局からはよろしいですか？

時間がありましたら、今問題になっていきます孤独死、これは孤独死とはいえないケースですが北海道で40代の姉妹の方が、また東京でも亡くなられるケースがありました。向日市でそういうものを発生させないようにする話し合いの時間が10分でも20分でもあればいいなあとって運営させていただきましたが、こんな結果ですみません。次回機会がありましたらみなさんの意見を聞いてより良い町にしていきたいと思っております。

本日、ご提言いただきましたご意見につきましては事務局の方で整理していただきまして、平成24年度の計画推進に取り組んでいただくことにいたしまして、今日の推進委員会はこれで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

事務局：最後に本日はありがとうございました。今日いただきましたご意見等は次年度以降計画に反映させていただきたいと思います。また、見ていらっしゃる中で計画云々だけではなく、活動されてます中でも結構ですので、何かございましたらいつでも地域福祉課まで言っていただけたらと思います。

この推進委員会につきましては、来年の3月位で、先ほど案内させていただきましたように秋ごろにお声を掛けさせていただけたらと考えておりますのでよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。